

平成25年12月6日
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社

お 知 ら せ

社員の処分について

西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社(大阪市北区、代表取締役社長:高橋誠^{たかはし まこと})は、以下のとおり社員の処分を行いましたので、お知らせします。

1. 事案の概要

弊社社員が、11.5日の無届欠勤を行い、また、契約書の作成を怠るなど社内規則に違反する不適正な業務執行を行ったことが判明しました。

2. 処分の内容

平成25年12月6日付けで、次のとおり実施しました。

| 対象者 | 処分内容 |
|------------------|--------|
| 支社 社員 | 停職3日 |
| 支社長 | 文書厳重注意 |
| 支社 部長 | 文書厳重注意 |
| 支社 次長(担当課長 事務取扱) | 文書厳重注意 |
| 支社 課長 | 文書厳重注意 |

3. 再発防止策

全社員に向けて、適正な契約事務の徹底についての注意喚起文書を発出いたします。

社内における契約事務の審査の厳格化を図るため、関係諸規程の徹底と事務指導の強化を図ることといたします。

さらに、従前から実施している役員、社員へのコンプライアンス研修のほか、階層別研修においてもコンプライアンスについて、指導、徹底を図って参ります。